

泉崎村農業委員会定例総会（1月）議事録

1 開催の日時及び場所

日 時：令和8年1月15日（木）午後1時30分から

場 所：泉崎村役場第1会議室

2 会議構成人員（15名）

出席農業委員（8名）

1番 箭内 一美 委員
2番 佐川 ヒロ子 委員
3番 和泉 輝代 委員
4番 大森 秀樹 委員
5番 穂積 正徳 委員
6番 菊地 信治 委員
7番 大野 厚海 委員
8番 有賀 路夫 委員

推進委員（7名）

太田川 小針 喜美司 委員
踏 瀬 箭内 一二 委員
泉崎① 鈴木 勝美 委員
泉崎② 鈴木 正一 委員
泉崎③ 中野目 英宏 委員
瀬知房 鈴木 勝 委員
北平山 小林 富美雄 委員

3 本日の提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第6号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について

議案第7号 泉崎村地域計画変更に係る意見について

議案第8号 泉崎村地域計画変更に係る意見について

議案第9号 泉崎村地域計画変更に係る意見について

4 議事録署名人

1番 箭内 一美 委員

2番 佐川 ヒロ子 委員

■開 会

(事務局)

定刻になりましたので、ただ今より1月定例総会を開催いたします。始めに会長より挨拶をお願いいたします。

■会長挨拶

(会長)

皆さん、こんにちは。地域計画が昨年策定されました。それに伴って、我々農業委員と推進委員が、しっかりと相談等の窓口となってください。農業者年金と農業新聞の情報収集をお願いします。

(事務局)

ありがとうございました。

会期の決定及び議事録署名人の選任について、会長よりお願いいたします。

■会期の決定及び議事録署名人

(会長)

本総会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(会長)

本日1日とすることに決しました。

議事録署名人は「1番 箭内一美委員」「2番 佐川ヒロ子委員」をお願いします。

(会長)

では、議事に入ります。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」地区推進委員 鈴木正一委員より現地状況の意見を申し上げます。

(鈴木正一委員)

田の方は、10年以上前に親が買取った土地のようで、ずっと●●さんが耕作していました。現況は、●●さんが所有している田と1枚になっていますが、その他の境界はきちんとしています。田として利用することに問題はありません。

畑の方は、13番と14番が耕作されていないので、間にある道は見えない状態です。木は生えていないので、畑への復元は可能です。

(会長)

推進委員の意見を踏まえ、担当農業委員 和泉輝代委員の意見を申し上げます。

(和泉輝代委員)

正一委員と同じ意見です。境界杭があるとのことでしたが、雪の影響で見つけることが出来ませんでした。既に1枚の大きな田となっており、問題ありませんでした。

畑の方は、長い草が生えてはいますが、かぼちゃ畑にすることには問題ありません。

(会長)

担当委員の「問題なし」との意見がございましたが、委員の皆さんの意見をお伺いします。

(会長)

では、お諮りいたします。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり)

(会長)

異議なしと認め、「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」許可することに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」地区推進委員 中野目英宏委員より現地状況の意見を願います。

(中野目英宏委員)

1月9日午前10時より、我々委員、事務局、申請者の代理人、行政書士の●●さんで現地確認しました。平成7年に申請されていましたが、半分が宅地、半分が畑であると相続して分ったようです。申請地の東側は、現況畑で、水路がありコンクリートで土留めされています。その他周辺は、申請人の所有であり、問題ありません。

(会長)

推進委員の意見を踏まえ、農業委員 和泉輝代委員の意見を願います。

(和泉輝代委員)

中野目委員と同じ意見です。いざ建てようとなった際に、これでは小さいとなり広く建てたようです。その時に申請はされていなかったようで、今になってしまったとのこと。その他、問題はありません。

(会長)

担当委員の「問題なし」との意見がございましたが、委員の皆さんの意見を伺います。

(会長)

では、お諮りいたします。

「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり)

(会長)

異議なしと認め、「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」許可することに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」地区推進委員 小林富美雄委員より現地状況の意見を願います。

(小林富美雄委員)

1月9日午前9時から我々委員、事務局、申請者の代理人の方で現地確認しました。現況は既に砂利が敷いてあり、駐車スペースとなっています。北側は畑であり、今後のためにも境界に杭を打つ等の方が良いのではないかと話をしました。檀家さんの駐車場として利用されていたようです。

(会長)

推進委員の意見を踏まえ、担当農業委員 菊地信治委員の意見を願います。

(菊地信治委員)

1月9日午前9時から我々委員、事務局、申請者の代理人の方で現地確認しました。小林委員の説明のとおり、現況は農地ではなく、追認という形で願いますとのことでした。周辺農地との関係から、地盤の高さ等に変更があるか確認したところ、計画はないとのことでした。奥の畑への進入路がないため、今後も利用して問題ないとのことでした。農地との境界ははっきりしているが、今後トラブルがないよう境界杭を打つことを勧めたら、測量し杭を打つとのことでした。この場所は、駐車場がないと路上駐車となり、迷惑になりますのでよろしく願います。

(会長)

担当委員の「問題なし」との意見がございましたが、委員の皆さんの意見をお伺いします。

(会長)

では、お諮りいたします。

「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり)

(会長)

異議なしと認め、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」許可することに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」地区推進委員 小林富美雄委員より現地状況の意見を申し上げます。

(小林富美雄委員)

1月9日午前9時から我々委員、事務局、申請者の●●の担当の方、代理人の方、●●さんで現地確認しました。急斜面の裏山の伐採、伐根、除根をするとのことでした。今期では終わらない可能性もあるとの話もありました。申請地に鉄板を敷き、一時転用し畑に戻すとのことでした。問題はありません。

(会長)

推進委員の意見を踏まえ、担当農業委員 菊地信治委員の意見を申し上げます。

(菊地信治委員)

1月9日午前9時から我々委員、事務局、申請者の●●の現場監督の●●さん、代理人の方、●●さんで現地確認しました。住宅のすぐ裏で、相当厳しい工事のようです。大きなクレーン車を置きたいとのことで、住宅が続いており、場所がなく農地を借りるとのことです。鉄板を敷き、機械を置き、宙に釣り裏側に持っていく作業とのこと。終了後、鉄板を外し、農地へ戻すとのことなので問題ありません。

(会長)

担当委員の「問題なし」との意見がございましたが、委員の皆さんの意見をお伺いします。

(会長)

では、お諮りいたします。

「議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり)

(会長)

異議なしと認め、「議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」許可することに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」地区推進委員 箭内一二委員より現地状況の意見をお願いします。

(箭内一二委員)

1月9日我々委員、事務局、申請者の●●の●●さんで現地確認しました。以前にも、太陽光での計画がありましたが地盤が悪いとのことで、一度取下げられたことがありました。今回は、架台を強化して、太陽光発電がずれないようにすることでした。現況は20年から30年以上耕作されてなく、荒れた状態でした。周辺への影響もなく、問題ないと思われます。

(会長)

推進委員の意見を踏まえ、担当農業委員 箭内一美委員の意見をお願いします。

(箭内一美委員)

昨年太陽光パネルの話が何度か総会でありましたが、前の業者は通常の螺旋の羽で施工しようとしたら、地盤が緩く断念したようですが、今回の業者は羽をかなり大きくし沈まない策をとり、工事をなるべく入れないようにしたとのことです。

15番の田へは実際には水が流れてこないという状態が生じています。公図にある5番2と5番3の間にある水はパイプで境界を走らせている状態で、今回はここも整備したうえでパネルを建てていくという方法をとりますとのこと。境界等の問題もなく、法面も崩れる方法ではないので問題ありません。審議をお願いします。

(穂積正徳委員)

県外の業者による太陽光パネル設置ということで、20年後30年後に最後まで面倒を見てくれるのか心配があります。寿命があるものなので、責任をもっていただけなのでしょうか。

(箭内一美委員)

泉崎村は行政としてそういった条例等がないので、農業委員会として必ずお願いしているのが、責任をもって廃棄までという話はしました。

(鈴木勝委員)

申請書の中に、必ず廃棄まで行うということを明記した上でないと、後々問題になると思う。そこは、きちんとした方が良いのではないか。

(会長)

担当委員の「問題なし」との意見がございましたが、委員の皆さんの意見をお伺いします。

(会長)

では、お諮りいたします。

「議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり)

(会長)

異議なしと認め、「議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」許可することに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第6号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第6号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただいま事務局より説明がありましたが何か質疑等ございますか。

(会長)

質疑がないようなので決裁をとります。

「議案第6号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について」意見書(案)のとおり回答することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり)

(会長)

異議なしと認め、「議案第6号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について」原案のとおり回答することに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第7号 泉崎村地域計画変更に係る意見について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第7号 泉崎村地域計画変更に係る意見について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただいま事務局より説明がありましたが何か質疑等ございますか。

(会長)

質疑がないようなので決裁をとります。

「議案第7号 泉崎村地域計画変更に係る意見について」協議書(案)のとおり回答することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり)

(会長)

異議なしと認め、「議案第7号 泉崎村地域計画変更に係る意見について」原案のとおり回答することに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第8号 泉崎村地域計画変更に係る意見について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第8号 泉崎村地域計画変更に係る意見について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただいま事務局より説明がありましたが何か質疑等ございますか。

(会長)

質疑がないようなので決裁をとります。

「議案第8号 泉崎村地域計画変更に係る意見について」協議書(案)のとおり回答することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり)

(会長)

異議なしと認め、「議案第8号 泉崎村地域計画変更に係る意見について」原案

のとおり回答することに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第9号 泉崎村地域計画変更に係る意見について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第9号 泉崎村地域計画変更に係る意見について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただいま事務局より説明がありましたが何か質疑等ございますか。

(会長)

質疑がないようなので決裁をとります。

「議案第9号 泉崎村地域計画変更に係る意見について」協議書(案)のとおり回答することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり)

(会長)

異議なしと認め、「議案第9号 泉崎村地域計画変更に係る意見について」原案のとおり回答することに決しました。

(午後：2時45分)

■その他

(会長)

以上で本日の案件は終了しますが、その他、事務局から何かございますか。

(事務局)

令和8年度標準農作業賃金について

令和8年度農業委員会総会等日程について

農地等の買受適格証明願出書について

全国農業新聞購読料について

第5回農業者年金オンラインセミナーについて

登記地目が畑、現況が田の場合の生産調整米対象について
慶弔費について

■次回定例総会の日程について

(会長)

以上を持ちまして、本総会の日程が終了しました。

次回の定例総会について、2月13日(金)午後1時30分からにすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

■閉 会

(会長)

以上をもちまして泉崎村1月定例農業委員会総会を閉会といたします。お疲れ様でした。

(午後：2時51分)

1 月定例農業委員会総会議事録署名人

この会議録は、事務局の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

1 番

2 番
